

給付実績なし

山口県では、「保留」は
行っていません。

※介護予防・日常生活支援総合事業分
については、様式は別様式となるが、
介護給付分と見方は同様となります。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

注）この通知書は、審査等でエラーにより返戻となったものを一覧表にしています。

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
①「被保険者氏名」 返戻となった請求明細書等の被保険者番号 に対する被保険者氏名が表示されます。				④「サービス種類」 返戻となった請求明細書等のサービス 種類が表示されます。				⑧「内容」 返戻となった請求明細書等の返戻の 内容(事由)が表示されます。	
②「種別」 返戻となったものの種別が表示されます。 「請」… 請求明細書（サービス計画費を除く） 「サ」… サービス計画費（ケアプラン料） 「給」… 給付管理票 「ケ」… 介護予防ケアマネジメント費請求明細書 （※総合事業の場合に限る）				⑤「サービス項目等」 返戻となった請求明細書のサービス項目 コード等が表示されます。				⑨「備考」 返戻となった請求明細書等の返戻の内容(事由) を4文字のコードで表示します。	
					⑥「単位数(特定入所者介護費等)」 返戻となった請求明細書等の単位数又は 特定入所者介護費が表示されます。				
③「サービス提供年月」 返戻となった請求明細書等のサービス 提供年月が表示されます。							⑦「事由」 返戻となった請求明細書等の事由に対す る大まかな分類コードが表示されます。		

返戻理由・具体的な対応については、本会ホームページに掲載しております「審査結果の見方と対応方法」の「4①エラーコード一覧」、「4②エラーコード解説（請求明細書）」及び「4③エラーコード解説（給付管理票）」をご参照ください。

各項目の説明 （前ページの①～⑨に対応しています。）

① 被保険者氏名（県内被保険者のみです。県外被保険者は表示されません。）

請求明細書等に記載された「保険者番号」・「被保険者番号」と保険者が本会へ登録している“受給者台帳”とを突合し、“受給者台帳”に登録されている「被保険者氏名」を表示しています。そのため、「保険者番号」・「被保険者番号」のどちらかでも記載誤りがあると、請求していると思っていた被保険者と違う「被保険者氏名」が表示される場合があります。また、“受給者台帳”に登録が無い場合は表示されません。

再請求の場合は、「保険者番号」・「被保険者番号」を確認して提出してください。

② 種 別

返戻となったものの請求種別が表示されます。

「サ」… サービス計画費（ケアプラン料）

「請」… 請求明細書（サービス計画費を除く）

「給」… 給付管理票

「ケ」… 介護予防ケアマネジメント費請求明細書（※総合事業の場合に限る）

返戻になっているものがどの種別かを必ず確認して、再提出（再提出の必要があるもの）してください。

③ サービス提供年月

返戻となった請求明細書等の「サービス提供年月」を表示しています。

請求年月ではありませんので、月遅れ請求を行い返戻になった請求明細書もこの帳票に表示されます。

④ サービス種類

返戻となった請求明細書等のサービス種類をコードで表示します。

請求明細書・給付管理票1件に複数のサービスがあり、全てのサービスに該当するエラーがある場合は、全サービスコード分を表示します。その中の一部のサービスコード分のみがエラーとなった場合は、エラーとなったサービスコード分のみの表示となります。

(例) サービスコード「171001」のみがエラーとなった場合

サービス種類	サービス項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
17	1001	700	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	A E F B

ただし、一部のサービスコードしか表示されていなくても、請求明細書・給付管理票は1件全部の返戻となります。

サービス種類欄が空欄は、給付管理票の「合計情報」(サービス計画の合計)です。

⑤ サービス項目等

返戻となった請求明細書等のサービス項目等を表示します。

返戻となった請求明細書のうち明細情報と特定入所者介護サービス費情報のエラーには、サービス項目コード、特定診療費・特別療養費情報のエラーには識別番号が表示されます。

⑥ 単位数(特定入所者介護費等)

返戻となった請求明細書等の単位数又は、特定入所者介護費等を表示します。

請求明細書・給付管理票1件に複数のサービスがあり、全てのサービスに該当するエラーがある場合は、全サービスコード分の単位数を表示します。その中の一部のサービスコード分のみがエラーとなった場合は、エラーとなったサービスコード分の単位数のみの表示となります。

また、特定入所者介護費等については、単位数ではなく、「費用額合計」の表示となります。

⑦ 事 由

請求明細書等が返戻となった事由をアルファベット 1 文字で表示します。

事由記号の内容

「A」…請求明細書等の基本的な項目に対する記載誤り、記載漏れ等で、審査処理で一次チェックエラーとなったもの。

「B」…県・保険者が本会の審査システムに登録している“受給者台帳”や“事業所台帳”と請求明細書等を突合し、不一致としてエラーとなったもの。また、当月以前に請求又は登録のあった請求明細書や給付管理票に対して、再請求又は、登録しようとしてエラーとなったもの。登録の無い給付管理票に対して修正をしようとしてエラーとなったもの等、審査処理で資格チェックエラーとなったもの。

「C」…請求明細書に対する給付管理票との突合不一致のもの。この場合、一覧表の備考欄は「返戻」となります。

「D」…サービス計画費に対する給付管理票が未提出のもの。この場合、一覧表の備考欄は「返戻」となります。

「E」…介護給付費等審査委員会で返戻となったもの。

⑧ 「内 容」

請求明細書等が返戻となった原因の項目とコメントを表示します。

この欄を参照して請求明細書等の修正等をしてください。

⑨ 「備 考」

請求明細書等が返戻となった原因を 4 文字のコード（アルファベットと数字の組合せ）で表示します。